

福業第052001号
平成23年5月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 様
中核市

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



福祉貸付事業における東日本大震災により被災した施設等に係る
復旧支援（平成23年度補正予算）における取扱いについて

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、今回の東日本大震災により被災された地域の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成23年5月2日に政府において策定された東日本大震災により被災した法人等に係る復旧支援に伴い、福祉貸付事業においては、別紙に記載の融資条件の優遇措置等を実施することとしておりますのでお知らせいたします。

また、今般の東日本大震災のための災害融資分を含む福祉貸付事業に係る資金枠については十分な額を確保することとしておりますので、貴管内市区町村、関係機関及び法人等事業者の方々に対しまして、当機構資金を積極的にご活用いただきますようご周知の程よろしくお願い申し上げます。

【照会先】独立行政法人福祉医療機構

[災害融資制度の概要]

○ 本部福祉貸付部福祉業務課 TEL：03-3438-9282

[個別の融資相談]

○ 本部（取扱地域：石川県、岐阜県、三重県以東）

⇒ 福祉貸付部福祉審査課 TEL：03-3438-9298

○ 大阪支店（取扱地域：福井県、滋賀県、奈良県以西）

⇒ 福祉審査課 TEL：06-6252-0216

平成 23 年（2011 年）東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要（福祉貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他施設が使用不能となった場合などこれらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融資条件等

①設置・整備資金

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
融資率	100%	50～80%
貸付利率	無利子	1.60%(10年見直し金利1.20%) ～2.10%(10年見直し金利1.70%)
償還期間 (据置期間)	15～30年以内※ (2～3年以内)※	
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上	

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

- ・社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.05%が上乗せされず（無利子の場合は0.05%となります。）。
- ・利率は平成 23 年 5 月 2 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

②経営資金

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
融資率	100%	50～80%
貸付利率	0.40% (契約から5年間は無利子 6、7年目は0.30% 8年目以降は0.40%)	1.20%
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (6か月以内)
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上	

- ・社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.05%が上乗せされず（無利子の期間は0.05%となります。）。
- ・利率は平成 23 年 5 月 2 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

(参考)

災害復旧資金の借入申込に係る必要書類について (設置・整備資金)

【借入申込に必要な書類】

番号	分類	指定 様式	必要書類	備考
1	◎	○	借入申込書 (原本)	
2	◎		借入に関する理事会議事録	理事会の開催が困難な場合は理事長若しくは理事長職務代行者の借入意思が確認できる書類
3	◎		担保物件の登記簿謄本 又は登記事項証明書	写しでも可
4	○	○	都道府県・市区町村意見書 (原本)	罹災証明含む
5	○	○	法人の概要	新規借入法人のみ
6	○		法人登記簿謄本 又は登記事項証明書 (原本)	
7	○		印鑑証明書 (原本)	
8	○		理事長の履歴書	新規借入法人及び今回の震災で理事長変更が発生した法人のみ
9	○		平成21年度の全ての決算書	既往借入金の方が分かる書類を含む
10	○	○	建築工事費等見積書 (原本)	
11	○		公図上の建物配置図	写しでも可
12	○		地番付き道路の登記簿謄本 又は登記事項証明書	写しでも可
13	※		物件の贈与・売買契約書案など取得関係資料	今回の計画で不動産の贈与・売買が行われる場合
14	※		地上権又は賃借権等設定契約書	借入施設の敷地が借地の場合
15	※	○	施設建築及び抵当権設定にかかる確認書	借入施設の敷地が借地で担保提供を行う場合 (写しでも可)
16	※	○	連帯保証人承諾書 (原本)	
17	※		福祉医療機構が必要に応じて求める書類	

【分類に関する補足】

- ◎ 借入申込時に必ず必要となる書類
- 行政からの発行後及び書類作成後に徴求する書類
- ※ 該当する場合のみ徴求する書類

【契約関係書類】

番号	指定様式	必要書類	備考
1		金銭消費貸借契約証書	記名捺印後のもの
2		貸付金の取り扱いに係る合意書	記名捺印後のもの
3		印鑑証明書（原本）	借入申込時に提出済の場合は不要
4	○	金銭消費貸借契約締結届出書	
5	○	事業実施計画	
6	○	事業実施計画算出内訳	
7	○	収支（計画）状況	
8		工事請負契約書（写）	
9		建築工事請負契約の入札結果等（写）	
10		設計監理業務委託契約書（写）	
11		建物の確認済証・確認申請書 1面～5面	
12		土地売買契約書（写）	
13		抵当権設定契約証書	抵当権設定を行う場合 記名捺印後のもの
14		補助金の関係書類	
15		担保提供に係る理事長からの念書	資金交付後の担保提供の場合

【資金交付関係書類】

番号	指定様式	必要書類	備考
1	○	資金交付請求書	
2	○	貸付資金送金預金口座（変更）届	
3		送金先預金口座の預金通帳表紙・ 中表紙（写）	
4	○	預金口座振替依頼書	元利支払を自動振替にする場合 ※郵送物となります
5	○	償還元利金等振込先銀行指定（変 更）	

(参考)

災害復旧資金の借入申込に係る必要書類について (経営資金)

【借入申込に必要な書類】

番号	分類	指定様式	必要書類	備考
1	◎	○	借入申込書 (原本)	
2	◎		借入に関する理事会議事録	理事会の開催が困難な場合は理事長若しくは理事長職務代行者の借入意思が確認できる書類
3	◎		担保物件の登記簿謄本 又は登記事項証明書	写しでも可
4	○	○	都道府県・市区町村意見書 (原本)	罹災証明含む
5	○	○	法人の概要	新規借入法人のみ
6	○		法人登記簿謄本 又は登記事項証明書 (原本)	
7	○		印鑑証明書 (原本)	
8	○		理事長の履歴書	新規借入法人及び今回の震災で理事長変更が発生した法人のみ
9	○		平成21年度の全ての決算書	既往借入金の方が分かる書類を含む
10	○		公図上の建物配置図	写しでも可
11	○		地番付き道路の登記簿謄本 又は登記事項証明書	写しでも可
12	※		物件の贈与・売買契約書案など取得関係資料	今回の計画で不動産の贈与・売買が行われる場合
13	※		地上権又は賃借権等設定契約書	借入施設の敷地が借地の場合
14	※	○	施設建築及び抵当権設定にかかる確認書	借入施設の敷地が借地で担保提供を行う場合 (写しでも可)
15	※	○	連帯保証人承諾書 (原本)	
16	※		福祉医療機構が必要に応じて求める書類	

【分類に関する補足】

- ◎ 借入申込時に必ず必要となる書類
- 行政からの発行後及び書類作成後に徴求する書類
- ※ 該当する場合のみ徴求する書類

【契約関係書類】

番号	指定様式	必要書類	備考
1		金銭消費貸借契約証書	記名捺印後のもの
2		貸付金の取り扱いに係る合意書	記名捺印後のもの
3		印鑑証明書（原本）	借入申込時に提出済の場合は不要
4		抵当権設定契約証書	抵当権設定を行う場合 記名捺印後のもの
5		補助金の関係書類	
6		担保提供に係る理事長からの念書	資金交付後の担保提供の場合

【資金交付関係書類】

番号	指定様式	必要書類	備考
1	○	資金交付請求書	
2	○	貸付資金送金預金口座（変更）届	
3		送金先預金口座の預金通帳表紙・ 中表紙（写）	
4	○	預金口座振替依頼書	元利支払を自動振替にする場合 ※郵送物となります
5	○	償還元利金等振込先銀行指定（変 更）	